

平成22年第2回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成22年6月 4日

閉 会 平成22年6月 9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（6月4日）

出席議員 7名

1番	久 慈 省 悟 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	木 村 修 君	4番	山 館 清 剛 君
5番	青 木 倉 元 君	7番	坂 本 豊 君
8番	久 慈 隆 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	古 川 正 隆 君
教育長	八 戸 良 幸 君
会計管理者	木 村 春 美 君
総務課長	八 戸 純 一 君
税務課長	坂 本 勲 君
住民課長	青 木 昭 信 君
健康福祉課長	浜 田 亮 君
産業振興課長	工 藤 正 人 君
建設課長	柿 崎 真 人 君
教育課長	坂 本 勝 教 君
ふれあいセンター 事務局長	芳 賀 作 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	川 崎 清 春 君
議会事務局主幹	中 川 悟 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3番	木 村 修 君
4番	山 館 清 剛 君

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 6号 蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 6 報告第 7号 蓬田村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 7 報告第 8号 蓬田村公衆トイレ設置及び管理に関する条例の専決処分について
- 第 8 報告第 9号 平成21年度蓬田村一般会計補正予算（第16号）の専決処分について
- 第 9 報告第10号 平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 第10 報告第11号 平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 第11 報告第12号 平成21年度蓬田村老人保健特別会計補正予算（第2号）の専決

処分について

第12 報告第13号 平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第7号)の専決処分について

第13 報告第14号 平成21年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第8号)の専決処分について

第14 報告第15号 平成21年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について

第15 報告第16号 平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専決処分について

第16 報告第17号 平成21年度蓬田村一般会計補正予算(第17号)の専決処分について

第17 報告第18号 繰越明許費繰越計算書の報告について

第18 報告第19号 平成22年度蓬田村一般会計補正予算(第1号)の専決処分について

第19 報告第20号 平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算(第1号)の専決処分について

第20 報告第21号 平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の専決処分について

第21 報告第22号 平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について

第22 報告第23号 平成22年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第1号)の専決処分について

第23 報告第24号 平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)専決処分について

第24 議案の上程・提案理由の説明

議案第20号 蓬田村議会委員会条例の一部を改正する条例案

議案第21号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案

議案第22号 蓬田村健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例案

議案第23号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第24号 蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を改正する条例案

議案第25号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案

議案第26号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第27号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について

議案第28号 蓬田村一般会計補正予算(第2号)案

第25 議案第20号 蓬田村議会委員会条例の一部を改正する条例案

第26 議案第21号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案

第27 議案第22号 蓬田村健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例案

第28 議案第23号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第29 議案第24号 蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を改正する条例案

第30 議案第25号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案

第31 議案第26号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

第32 議案第27号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について

第33 請願第1号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める請願

第34 請願第2号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める請願書

第35 請願第3号 「所得税法56条の廃止を求める」国への意見書提出を求める請願書

午前9時45分 開会

○議長（久慈隆一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより平成22年第2回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久慈隆一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により3番木村 修君、4番山舘清剛君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（久慈隆一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から6月9日までの6日間と決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久慈隆一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月9日までの6日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（久慈隆一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より6月2日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第2号、後期高齢者医療制度のすみやかな廃止を求める意見書の提出を求める陳情書については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として村長、教育長、会計管理者、各課長、農業委員会事務局長並びにふれあいセンター事務局長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（久慈隆一君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものについて報告を求めます。村長。

○村長（古川正隆君） 3月定例会以降の行政報告を簡単にいたします。

4月7日午前10時より蓬田村小学校入学式が挙行され、出席をいたしました。そして、午後1時より蓬田村中学校入学式を挙行いたし、出席をいたしました。

4月16日、外ヶ浜地区人権擁護委員推進会議総会を外ヶ浜町で開催され、出席をいたしました。

4月20日、蓬田村地域活性化研究会が開催されまして出席をいたしました。

4月27日、蓬田村老人クラブ連合会総会に出席をいたしました。

5月10日、県道路整備意見交換会に出席をいたしまして280号バイパス、その他県内バイパスの意見交換をしてきたところでございます。

5月15日、ミユキ販売奥村社長と紳装の今後の事業展開、そしてまた工場の拡張問題等について協議いたしました。

5月16日、蓬田中学校運動会に参加をいたしました。

5月23日、青森広域事務組合管内市町村長サミットが開かれ、新幹線開業に向けた各市町村の活性化の取り組みについて話し合いを行った次第であります。

6月1日、市町村長会が青森市で開催されまして新幹線に対する各市町村の取り組み方等について話し合いをしたところでございます。

以上であります。

○議長（久慈隆一君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 報告第6号 蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について
○議長（久慈隆一君） 日程第5、報告第6号蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） 報告第6号、蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

専決理由といたしまして、地方税の一部改正に伴い蓬田村税条例の改正が必要となり専決処分するものであります。

主なものといたしましては、1ページをごらんください。36条の3の次に次の2条を加えます。主に村民税にかかわる給与所得の扶養親族申告書が36条の3の2に加えております。

続きまして、2ページをごらんください。ここも36条の3の3につきましては、個人の村民税にかかわる公的年金等受給者の扶養親族の申告、いわゆる扶養家族の申告書になります。

続きまして、6ページをお開き願います。附則といたしまして、この条例は平成22年4月1日から施行されます。そして、ただ、次に掲げる規定とありますが、8ページをごらんいただければ村たばこ税に関する経過措置といたしまして第4条に22年10月1日以前に課したのについては、猶予を与えると。これはたばこ税の値上げに対する猶予になります。

以上、報告いたします。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。ないようですから質疑を終わります。

これより、報告第6号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、報告第6号は承認することに決定されました。

日程第6 報告第7号 蓬田村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（久慈隆一君） 日程第6、報告第7号蓬田村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） 報告第7号、蓬田村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

専決理由として、過疎地域自立支援促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合などを定める省令の一部改正に伴い、蓬田村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の改正が必要となり専決処分するものである。

次ページをお開き願います。主に第2条中の平成22年3月31日から平成23年3月31日の期限延長になります。

以上、報告いたします。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。質疑がないようですから質疑を終わります。

これより、報告第7号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員であります。よって、報告第7号は承認することに決定されました。

日程第7 報告第8号 蓬田村公衆トイレ設置及び管理に関する条例の制定の専決処分について

○議長（久慈隆一君） 日程第7、報告第8号蓬田村公衆トイレ設置及び管理に関する条例

の制定の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 報告第8号、蓬田村公衆トイレ設置及び管理に関する条例の制定の専決処分についてご説明いたします。

今回の専決処分につきましては、蓬田駅トイレを設置することに伴いまして蓬田村公衆トイレ設置及び管理に関する条例を設けるものであります。

なお、この条例の施行につきましては、5月19日に公布しまして19日から施行しております。

以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。4番山館清剛君。

○4番（山館清剛君） 公衆トイレ設置条例ということで、蓬田駅ばかり特殊なものじゃございませんけれども、我が村には公衆トイレが五、六カ所ですか、数えてみればありますけれども、すべてのところに条例が制定されているのかお伺いいたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） すべてについては、設置されていないと考えてます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 山館清剛君。

○4番（山館清剛君） 今の総務課長の答弁だと、あとのところには条例が制定されていないということでございますけれども、なぜここで蓬田村の新しくできた駅のトイレだけが条例化しなきゃならないか、その理由をお聞かせいただけます。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 地方自治法、専決理由として地方自治法第244条の2第1項の規定とありますけれども、この規定につきましては、公の施設の設置及びそれに関することについては、条例で定めるというふうな規定でございます。これに基づきまして今回トイレの設置及び管理について条例化したものでございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 山館清剛君。

○4番（山館清剛君） この地方自治法第244条の2の第1項というのは、これは今できたもんじゃないわけでしょう。前からあるものだと思いますけれども、そうしますとあとのトイレについてもこれからやるのかどうかということなんです。私がわかってるのは、特別蓬田駅の公衆トイレだけが条例化されて、あとの公衆トイレについては条例化しないということはどういう意味なのか、それを伺いたいわけです。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 基本的には蓬田村の施設につきましては、蓬田村で設置しましたトイレにつきましては、条例化していく考えであります。確かに駅トイレとしては瀬辺地にも、瀬辺地駅にもございます。それにつきましては、蓬田村の設置したトイレであればこれから条例化していくというふうな考え方で考えております。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。1番久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 今の答弁をお聞きしまして、瀬辺地駅の方がかなり前から新設されて順番からいけば先に瀬辺地トイレの方が条例化していかなくてはならないのではないかなと。先ほど山館議員が質問した中でちょっと、最近たしか蓬田駅のトイレは、ここ最近だと思えますけれども、そういう順番制というものを、どのような配慮で1番目に蓬田トイレがきたのかちょっとお聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 先ほども申しましたように、蓬田村で設置したものであれば当然先ほどの地方自治法第244条の2第1項の規定に基づいて条例化していく必要があるもので、当然条例化していきます。瀬辺地駅トイレにつきましては、蓬田村が設置したものであるのか、それともJR東日本株式会社の方から借りているのか、その辺も確認して蓬田村の施設であれば当然条例化していく考えでございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。（「休憩」の声あり）

暫時休憩します。

午前 9時59分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。ないようですから、質疑を終わります。

これより、報告第8号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○議長(久慈隆一君) 起立全員です。よって、報告第8号は承認することに決定されました。

日程第8 報告第9号 平成21年度蓬田村一般会計補正予算(第16号)の専決処分について

○議長(久慈隆一君) 日程第8、報告第9号平成21年度蓬田村一般会計補正予算(第16号)の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長(八戸純一君) 総務課関係につきましてご説明いたします。10ページをお開きください。歳入でございます。

9款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税でございます。今回ですね、特別交付税として7,849万3,000円を計上してございます。これに伴いまして平成21年度の普通交付税の額は12億6,611万6,000円。それから、特別交付税につきましては1億4,849万3,000円となります。

次に、歳出でございます。18ページをお開きください。

2款総務費13目財政調整基金として今回1,347万8,000円を基金の方に積み立てるために計上してございます。それから、その下、15目公共用施設整備基金費積立金として6,000万円を計上してございます。

以上でございます。

○議長(久慈隆一君) 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長(浜田亮君) 24ページお願いします。24ページの3款2項2目の13委託料、子ども手当システム改修委託料、これ68万円の減となっております。これは3月23日にこれに関するものの契約が完了しまして、68万円が不用になるということで減額したものです。

それから、これに伴いまして、これは全額国の国庫補助金でありますので、これに合わせまして12ページお願いします。歳入です。13款2項1目5節子ども手当事業費補助金、ここでございます。ここが全額、当初は320万円の歳入を予定していましたが、3月24日付の契約の中で252万円となりましたので68万円を減額したものであります。

そのほか、健康福祉課に関する歳入歳出の増減すべてについては、21年度事業終了による精算分ですので、省略させていただきます。以上です。

○議長(久慈隆一君) 産業振興課長。

○産業振興課長(工藤正人君) 27ページお開き願います。6款農林水産業費3項の水産業費の2目です。漁港管理費でございますけれども、漁村再生交付金事業負担金、減の74万1,000円とございます。これは蓬田漁港の整備の関係でございますけれども、19年度から21年度まで3カ年のトータルでの減額となっております。それから、あとですね、まだ歳入とか細かいものもございますけれども、それは21年度の精算の減等でございますので省略させていただきます。以上です。

○議長(久慈隆一君) 次に建設課長。

○建設課長(柿崎真人君) それでは、建設課関係の補正予算につきましてご説明させていただきます。27ページお開き願います。一番下の方ですけれども、8款2項1目の道路維持費124万3,000円の減額。

28ページお開き願います。上の方ですけれども、8款3項1目の河川総務費3万7,000円の減額、同じく28ページ、真ん中辺ですけれども、8款4項1目の住宅管理費11万9,000円の減額をしております。これはそれぞれいずれも事務事業費の確定に伴い減額したものでございます。以上です。

○議長(久慈隆一君) 次に、教育課長。

○教育課長(坂本勝教君) 3ページをお開き願います。歳入、16款寄附金で80万補正となっております。

歳出ですけれども、31ページお開き願います。31ページと30ページで説明します。10款2項2目18節備品購入費です。児童用図書購入費、小学校費に40万、それから31ページの中

学校費、10款3項2目18節備品購入費、教材図書等購入費40万計上しております。そのほかは事業が終わって、その残額をすべて減額してるものです。以上です。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。質疑がないようですから質疑を終わります。

これより、報告第9号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、報告第9号は承認することに決定されました。

日程第9 報告第10号 平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）の専決処分について

○議長（久慈隆一君） 日程第9、報告第10号平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）の専決処分について報告を求めます。教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 報告第10号、平成21年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

次のページをお願いします。歳入歳出予算の補正です。第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ138万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,904万6,000円とする。

歳入の内訳ですけれども、5ページお開き願います。1款1項1目給食収入、給食費負担金92万8,000円の減額です。それから、2款繰入金1目繰入金ですけれども、45万8,000円の減額です。

6ページお開き願います。歳出です。1節報酬から12節役務費までの減額です。44万4,000円減額しております。それから給食費、11節の需用費、賄材料費、食材料費です。それを94万2,000円減額して1,249万2,000円から94万2,000円の減額で1,155万円というふうにしてあります。以上です。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。質疑がないようですから質疑を終わります。

これより、報告第10号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員であります。よって、報告第10号は承認することに決定されました。

日程第10 報告第11号 平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について

○議長（久慈隆一君） 日程第10、報告第11号平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（青木昭信君） 報告第11号、平成21年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について報告いたします。9ページをお開きください。

上段でございます。7款1項1目1節現年度分、前期高齢者交付金として2,060万4,000円の補正を見てあります。これは前期高齢者の保険者間の負担の不均衡を調整するための交付金でございます。歳出についてもですね、事業確定による精算と財源補正ですので、説明は省略させていただきます。よろしく願います。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。ないようですから質疑を終わります。

これより、報告第11号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、報告第11号は承認することに決定されました。

日程第11 報告第12号 平成21年度蓬田村老人保健特別会計補正予算
(第2号)の専決処分について

○議長(久慈隆一君) 日程第11、報告第12号平成21年度蓬田村老人保健特別会計補正予算(第2号)の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長(青木昭信君) 報告第12号、平成21年度蓬田村老人保健特別会計補正予算(第2号)の専決処分について報告いたします。

次のページをお開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ143万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150万8,000円とします。この予算は平成20年度から後期高齢者医療制度が創設され、老人医療は廃止してのわけです。それでこの特別会計は今残務整理期間として平成22年度まで継続することになっています。21年度は事業確定による精算ですので、細部の説明は省略させていただきます。よろしく願います。

○議長(久慈隆一君) これより質疑を行います。ないようですから質疑を終わります。

これより、報告第12号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○議長(久慈隆一君) 起立全員です。よって、報告第12号は承認することに決定されました。

日程第12 報告第13号 平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第7号)の専決処分について

○議長(久慈隆一君) 日程第12、報告第13号平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第7号)の専決処分について報告を求めます。建設課長。

○建設課長(柿崎真人君) 報告第13号、平成21年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算(第7号)の専決処分について報告させていただきます。6ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費278万6,000円の減額をしておりますが、これは15節工事請負費の年度内工事発注ができなかった瀬辺地地区側溝工事費の113万円の減額を含めまして事務事業費の確定に伴い減額したものでございます。以上です。

○議長(久慈隆一君) これより質疑を行います。質疑がないようですから質疑を終わります。

これより、報告第13号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○議長(久慈隆一君) 起立全員です。よって、報告第13号は承認することに決定されました。

日程第13 報告第14号 平成21年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第8号)の専決処分について。

○議長(久慈隆一君) 日程第13、報告第14号平成21年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第8号)の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長(青木昭信君) 報告第14号、平成21年度蓬田村介護保険特別会計補正予算(第8号)の専決処分について報告をいたします。

12ページをお開きください。歳出です。上段、2款1項1目19節負担金補助及び交付金でございます。居宅介護サービス給付金の負担金413万9,000円の減額をしております。これは事業確定による精算でございます。

18ページをお願いします。最後から2枚目です。上段、6款1項1目25節積立金、介護給付費準備基金積立金として480万9,000円の補正をしております。

以上でございます。

○議長(久慈隆一君) これより質疑を行います。ないようですから質疑を終わります。

これより、報告第14号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○議長(久慈隆一君) 起立全員であります。よって、報告第14号は承認することに決定さ

れました。

日程第14 報告第15号 平成21年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について

○議長(久慈隆一君) 日程第14、報告第15号平成21年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長(八戸純一君) 報告第15号、平成21年度蓬田村宅地造成事業特別会計補正予算の専決処分についてご説明いたします。1ページをお開きください。

予算額 3,288万9,000円につきまして、今回 3,288万6,000円を減額補正してございます。残り 3,000円がございませうけれども、これにつきましては、21年度までの繰越分2,620円がございまして、これを処理するために今回一般会計から 1,000円を繰り出しして 3,000円を残して、その繰越金をなくするために補正をしたものでございます。以上でございます。

○議長(久慈隆一君) これより質疑を行います。質疑がないようですから質疑を終わります。

これより、報告第15号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○議長(久慈隆一君) 起立全員です。よって、報告第15号は承認することに決定されました。

日程第15 報告第16号 平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専決処分について

○議長(久慈隆一君) 日程第15、報告第16号平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長(青木昭信君) 報告第16号、平成21年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専決処分についてご報告いたします。7ページをお開きください。

歳出でございます。一番下の欄でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金 251万の減額を見ております。内訳としまして、後期高齢者医療広域連合事務費納付金として3万5,000円の減額でございます。後期高齢者医療広域連合保険料等の納付金として247万5,000円の減額をしております。これは広域連合に支払うものでございまして、事業確定による精算でございます。以上でございます。

○議長(久慈隆一君) これより質疑を行います。ないようですから質疑を終わります。

これより、報告第16号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○議長(久慈隆一君) 起立全員です。よって、報告第16号は承認することに決定されました。

日程第16 報告第17号 平成21年度蓬田村一般会計補正予算(第17号)の専決処分について

○議長(久慈隆一君) 日程第16、報告第17号平成21年度蓬田村一般会計補正予算(第17号)の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長(青木昭信君) 報告第17号、平成21年度蓬田村一般会計補正予算(第17号)の専決処分についてご報告いたします。一番最後のページお願いします。

歳出でございます。老人福祉費、25節積立金、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金として 1,000円を積み立てることにしております。以上でございます。

○議長(久慈隆一君) 次に教育課長。

○教育課長(坂本勝教君) 5ページお開き願います。16款1項2目1節蓬田村修学奨励金貸与基金に対する寄附金80万とあるんですが、この前の報告でこの寄附があったとき、この修学奨励金の方に入れて受け取ったという形になってました。その後、寄附先の方から児童図書、生徒の図書を充実させてくださいというものであったので、それで歳出にとるときは図書費でとったんですけれども、受け取るとき、この前の年もあった修学奨励金のところ

で入れてしまったという一つの操作ミスでもあります。以上です。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。質疑がないようですから質疑を終わります。

これより、報告第17号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、報告第17号は承認することに決定されました。

日程第17 報告第18号 繰越計算書の報告について

○議長（久慈隆一君） 日程第17、報告第18号繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 報告第18号、繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明いたします。2枚目をお開きください。

平成21年度から22年度に繰り越ししましたJR蓬田駅トイレ新築事業初め12事業につきまして、現在事業の方をですね、進めているところでございます。現在ですね、未発注、これから発注になる事業もでございます。いずれにいたしましても年度内の完了を目指して現在手続を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。質疑がないようですから質疑を終わります。

以上で、報告第18号繰越明許費の報告を終わります。

日程第18 報告第19号 平成22年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）

の専決処分について

○議長（久慈隆一君） 日程第18、報告第19号平成22年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 総務課関係の補正予算につきましてご説明いたします。8ページをお開きください。

歳出でございます。2款総務費4目財産管理費、18節備品購入として事務用パソコン購入費26万円を計上してございます。これにつきましては、広報を発行するためのパソコンを購入したものでございます。

次に7目自動車管理費、賃金、パート運転手賃金として120万円を計上してございます。これにつきましては、3月末で運転手が1名退職したことに伴いましてパート職員として運転手を雇用するための経費でございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） 産業振興課関係でございますけれども、12ページお願いいたします。6款農林水産業費の3項水産業費2目の漁港管理費でございます。82万7,000円計上しております。これについてはですね、皆様方ご承知、前年度からの延長されたものでございまして、4月30日まで1カ月延長されたわけですね。それに伴って事業の完成検査が5月6日に行われております。それで6日より漁民の方に使用させているということでございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 次に建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） それでは建設課関係の主なものについてご説明させていただきます。13ページをお開き願います。

一番下の方ですけれども、8款2項2目除排雪費、22節補償補填及び賠償金50万7,000円を計上しておりますが、これは冬期間の除雪の際の構造物の破損に伴う補償費でございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 次に教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 15ページお開き願います。10款2項1目小学校費ですけれども、18節備品購入費、小学校ピアノ運搬用キャスター購入費47万3,000円でございます。ピアノを移動してあるく際、ピアノについての鉄の小さな車が床を傷つけたりするということで急遽傷をつけないでピアノを載せて運ぶキャスターです。

それから、次のページ、17ページお願いします。10款5項2目公民館費11節⑥修繕料6

万 9,000円、これはガラス破損した部分 2 枚分の修繕費です。

その下、10款 6 項 3 目 11 節の同じく修繕料 11万 6,000円、これはトレーニングセンターの風除室の建材の部分が強風で飛ばされまして同時に窓ガラスも割れたという、その修繕料でございます。そのほかは職員の異動によるものです。以上です。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。3 番木村 修君。

○3 番（木村 修君） 13ページお願いします。除排雪費の補償のことですけれども、構造物破損、道路の標識、汐越地区の道路標識が破損したわけでありましてけれども、この費用は村で負担しなければならないのかお聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 先般もあそこのところの現場を見まして警察方ともお話ししたんですけれども、まだ直ってないですね。で、その辺につきまして、まだ役場でもつのか向こうの方がもつのか、ちょっとまだ確認をしませんので、その辺のところですね、直ちに確認いたしまして、もしわかれば後ほどご報告させていただきたいと、こう思っております。よろしくをお願いします。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。ないようですから質疑を終わります。

これより、報告第19号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 6 人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員であります。よって、報告第19号は承認することに決定されました。

日程第 19 報告第 20 号 平成 22 年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について

○議長（久慈隆一君） 日程第19、報告第20号平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について報告を求めます。教育課長。

○教育課長（坂本勝教君） 報告第20号、平成22年度学校給食センター特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について。6 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目 2 節の給料から 19 節の負担金補助及び交付金、パート職員から正職員が異動になったということに伴った補正になってます。以上です。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。質疑がないようですから質疑を終わります。

これより、報告第20号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 6 人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員であります。よって、報告第20号は承認することに決定されました。

日程第 20 報告第 21 号 平成 22 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について

○議長（久慈隆一君） 日程第20、報告第21号平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（青木昭信君） 報告第21号、平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分についてご報告いたします。

6 ページをお開きください。歳出でございます。199万 2,000円の減額を見ております。これは人事異動に伴う人件費の補正ですので、説明は省略させていただきます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。ないようですから質疑を終わります。

これより、報告第21号を採決いたします。本案を原案のとおり承認とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 6 人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、報告第21号は承認することに決定されました。

日程第21 報告第22号 平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について

○議長（久慈隆一君） 日程第21、報告第22号平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について報告を求めます。建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 報告第22号、平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分について報告させていただきます。

歳入歳出ともに181万8,000円の減額をしておりますが、これは人事異動に伴う人件費の減額でございます。以上です。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。ないようですから質疑を終わります。これより、報告第22号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、報告第22号は承認することに決定されました。

日程第22 報告第23号 平成22年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分について

○議長（久慈隆一君） 日程第22、報告第23号平成22年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（青木昭信君） 報告第23号、平成22年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）の専決処分についてご報告いたします。6ページをお開きください。

歳出でございます。839万6,000円の減額を見ております。これは人事異動に伴う人件費の補正ですので、説明は省略させていただきます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。ないようですから質疑を終わります。

これより、報告第23号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、報告第23号は承認することに決定されました。

日程第23 報告第24号 平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分について

○議長（久慈隆一君） 日程第23、報告第24号平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（青木昭信君） 報告第24号、平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）専決処分についてご報告いたします。6ページをお開きください。

歳出でございます。21万9,000円の補正を見ております。これは人事異動に伴う人件費の補正ですので、説明は省略させていただきます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。ないようですから質疑を終わります。

これより報告第24号を採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、報告第24号は承認することに決定されました。

日程第24 議案の上程・提案理由の説明

○議長（久慈隆一君） 日程第24、議案の上程・提案理由の説明。今期定例会に提出されております議案9件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（古川正隆君） 平成22年蓬田村議会第2回定例会の開会に当たりまして提案いたしました議案9件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第20号、蓬田村議会委員会条例の一部を改正する条例案につきましては、蓬田村課

設置条例が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第21号、蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案につきましては、子ども手当創設に伴い、事務分掌の一部改正のため提案するものであります。

議案第22号、蓬田村健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例案につきましては、議案第20号同様、蓬田村課設置条例の一部が改正されたため、本条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第23号、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、法令に基づかない職員の給与からの控除について、地方公務員法第25条第2項に基づき同条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第24号、蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を改正する条例案につきましては、蓬田村の乳幼児・児童医療費給付を現物支給とするため提案するものであります。

議案第25号、蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案につきましては、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による診療報酬の算定方法が平成22年4月1日から改正されたことに伴い同条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第26号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い提案するものであります。

議案第27号、蓬田村公の施設の指定管理者の指定についてでございますが、蓬田村瀬辺地漁港内ホタテ養殖かご洗浄施設の指定管理者の指定について、議会の議決を要するため提案するものであります。

議案第28号、平成22年度蓬田村一般会計補正予算（第2号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入では、国庫支出金 172万 4,000円、繰入金 470万円の増額、県支出金 5万 1,000円が減額となっております。

歳出の主なるものは、総務費で 123万 4,000円、衛生費で74万 3,000円、農林水産業費で48万 8,000円、土木費で 383万 3,000円などが増額となっております。このほかの費目においても、所要の予算の補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに 637万 3,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ 21億 9,984万 6,000円となるわけであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げますが、細部につきましては、私及び関係課長からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久慈隆一君） 次に、議案の審議を行います。

日程第25 議案第20号 蓬田村議会委員会条例の一部を改正する条例案

○議長（久慈隆一君） 日程第25、議案第20号蓬田村議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより、内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 議案第20号、蓬田村議会委員会条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。この条例案につきましては、本年度課の増設をいたしましたので、その課の名称につきまして整理したものでございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。ないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから討論を終わります。

これより、議案第20号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第21号 蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案

○議長（久慈隆一君） 日程第26、議案第21号蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 議案第21号蓬田村課設置条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。今回の条例の改正につきましては、平成22年度より子ども手当が創設されましたので、これに伴い条例の一部を改正するものであります。

以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。ないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから討論を終わります。

これより、議案第21号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第22号 蓬田村健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例案

○議長（久慈隆一君） 日程第27、議案第22号蓬田村健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 議案第22号、蓬田村健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の条例案の一部改正につきましては、課の増設に伴いまして課の名称を整理するものでございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。ないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第23号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（久慈隆一君） 日程第28、議案第23号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 議案第23号、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

今回の一部改正の内容につきましては、職員の給与から天引きする場合は法律または条例に基づいて天引きすることになりますけれども、今回の一部改正につきましては、条例に基づかない天引きを一部してございましたので、それにつきまして条例化して天引きすることによって条例の一部改正をするものでございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。質疑がないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第24号 蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を改正する条例案

○議長（久慈隆一君） 日程第29、議案第24号蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を

改正する条例案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 議案第24号、蓬田村乳幼児・児童医療費給付条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

これは現在、国保の被保険者に対してだけ実施している現物支給を、すべての健康保険の被保険者に拡大するため改正するものであります。現物支給というのは、医療を受けた者がその場で医療機関に医療費を支払わないということでありまして。以上です。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。ないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから討論を終わります。

これより、議案第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第25号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案

○議長（久慈隆一君） 日程第30、議案第25号蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 議案第25号、蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

これは法律の規定により診療報酬の算定方法が改正されたため、その整備を図るためのものであります。以上です。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。質疑がないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第26号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

○議長（久慈隆一君） 議案第31号、議案第26号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） 議案第26号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、地方税の一部改正に伴い条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものです。次ページをお開き願います。

主に健康保険税の基礎課税等にかかわる限度額をですね、47万から50万円に引き上げ、また後期高齢者支援金にかかわる課税限度額を12万円から13万円に改めるものです。また、次の23条の2の1項に対しては国民健康保険税条例の減額に伴い、新たな項目でいわゆる失業者あるいは非自発的な理由により退職した人に対する減額措置を講ずる条例になります。以上提案いたします。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。1番久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 担当課長の方から減額という言葉があったんですけども、ちょっと私意味がわからなくてちょっと二、三質問させていただきます。第2条第2項中の中に47万を50万円にとか、金額が増額されているように思ってるんですけども、恐縮で大変申しわけないんですが、この辺のところもう少しちょっと詳しくご説明をお願いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） いわゆる詳しく今説明申し上げられません。地方税のいわゆる47万円から50万円というのは、いわゆる増額されたという言葉、結局高額、ちょっと失礼ですが、高額所得者に対する若干の基準額を上げたということで、その中身の増額になります。いわゆる高額所得者というところとちょっと失礼なんです、その税額を3万円ほど上げたという形でご理解いただければと思います。以上です。

○議長（久慈隆一君） 久慈省悟君。

○1番（久慈省悟君） 国保税が前に56万から59万ですか、増額、最高額が上がった、上がりましたよね。そういうことではないですよ。（「違います」の声あり）わかりました。

○議長（久慈隆一君） ほかに質疑ありませんか。ないようですから質疑を終わります。これより討論を行います。ないようですから討論を終わります。

これより、議案第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5人）

○議長（久慈隆一君） 起立多数です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第27号 蓬田村公の施設の指定管理者の指定について

○議長（久慈隆一君） 日程第32、議案第27号蓬田村公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより内容の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） 議案第27号、蓬田村公の施設の指定管理者の指定について。

提案理由といたしましては、蓬田村瀬辺地漁港内のホタテ養殖かご洗浄施設の指定管理者の指定について議会の議決を要するため提案するものでございます。

次のページ開いてもらいます。施設の名称でございますけれども、蓬田村瀬辺地漁港内ホタテ養殖かご洗浄施設でございます。指定管理者となる法人、団体等の名称、代表者でございますけれども、蓬田村漁業協同組合代表理事組合長田中孝光。それから指定の期間でございますけれども、平成22年の6月10日から平成27年3月31日まで5年間ということでございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） これより質疑を行います。質疑がないようですから質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6人）

○議長（久慈隆一君） 起立全員です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第33 請願第1号 EPA・FTA推進路線の見直しを求める請願

○議長（久慈隆一君） 日程第33、請願第1号EPA・FTA推進路線の見直しを求める請願を議題とします。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久慈隆一君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。ないようですから討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。この採決は起立により行います。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5人）

○議長（久慈隆一君） 起立多数です。よって、請願第1号は採択することに決定しました。

日程第34 請願第2号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める請願書

○議長（久慈隆一君） 日程第34、請願第2号後期高齢者医療制度の即時廃止を求める請願書を議題とします。

お諮りいたします。請願第2号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久慈隆一君） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。ないようですから討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。この採決は起立により行います。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5人）

○議長（久慈隆一君） 起立多数です。よって、請願第2号は採択することに決定しました。

日程第35 請願第3号 「所得税法56条の廃止を求める」国への意見書提出を求める請願書

○議長（久慈隆一君） 日程第35、請願第3号「所得税法56条の廃止を求める」国への意見書提出を求める請願書を議題とします。

お諮りいたします。請願第3号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（久慈隆一君） ご異議なしと認めます。よって、請願第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。ないようですから討論を終わります。

これより請願第3号を採決いたします。この採決は起立により行います。

請願第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5人）

○議長（久慈隆一君） 起立多数です。よって、請願第3号は採択することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時03分 散会

上記会議の経過は、事務局長川崎清春が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員